



意見書

令和2年3月11日

電気通信紛争処理委員会
委員長 田村 幸一 殿

郵便番号 105-0001
住 所 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
氏 名 にほんつうしんかぶしきがいしゃ 日本通信株式会社
代表取締役社長 ふくだ なおひ 福田 尚久
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
平成8年12月5日 A-08-1931
連絡先 [Redacted]

令和2年3月4日付け「諮問第11号事案に係る意見提出についての依頼」(電委第12号)に基づき、以下のとおり意見書を提出いたします。

なお、本意見書については、株式会社NTTドコモに対し非開示とすることを希望する部分はありません。

本意見書の要点

本意見書では、令和2年2月28日付で株式会社NTTドコモ（以下、「ドコモ」という。）から提出された意見書（以下、「ドコモ意見書」という。）についての当社意見を述べる。その要点は、以下のとおりである。

- ・ドコモは、裁定が求められている事項1について、具体的な協議が行われていないと主張しているが、「協議は行われたが、最終的にドコモは当社要望を拒絶し、協議が不調に終わった」のが事実である。
- ・ドコモは、裁定案に記載されている秒課金や金額の算定方法等について、当社が裁定を申請していない内容であるにもかかわらず裁定に記載を求めることは裁定制度の濫用であると主張しているが、裁定案記載の算定方法等は、ドコモを含む電気通信事業者において広く採用されている標準的な方法である。この算定方法等を裁定に記載することは、過去の総務大臣裁定の履行に至るまでの経緯に照らして、本裁定を迅速かつ確実に履行するために必要な措置である。
- ・ドコモは、当社が接続事業者に求められるイノベーションを放棄しているなどと主張しているが、当社は、ドコモが主張する中継事業者方式よりサービス拡張性に優れ、より迅速にイノベーションを図れる接続方式をドコモに提案してきた。当該方式は、MVNO利用者の発信、着信双方においてMNOとMVNO間の公正競争を確保・促進させることを可能とする方式で、中継事業者方式よりも優れている。このような方式が存在する以上、接続による音声通話サービスで卸音声通話サービスを代替させる方法の検討において、中継事業者方式を主たる方式として検討することは適切ではない。
- ・ドコモは、秒課金や料金精算に対応するシステムの開発構築が必要で、相当な稼働を要すると主張しているが、これは誤りであり、現行システムの軽微な修正により実現できる。秒課金等を採用したとしても、運用に要する人的稼働の増加は少ない。開発規模が大きく、裁定から6か月以内に開発を完了するのは無理であるなどとドコモが継続して主張するのであれば、当社若しくは当社の委託会社が開発を行う方が現実的である。また、ドコモが開発を完了するまでの期間、当社が開発した課金請求システムを利用し、その内容をドコモが検証しながら課金・請求を行う方法もある。

以下に、これらの詳細を述べる。

1. 「1. 「裁定が求められている事項1（金額の算定方法、課金方法、精算方法等の部分）」（日本通信意見書 P.1-P.2）についての当社意見」（ドコモ意見書 3 頁から 5 頁）についての当社意見

ドコモ意見書には多くの誤りが存在する。これらについて、必要な範囲で以下に指摘する。

- (1) 「(1) 裁定案は、既存の当社システムでは対応できない内容である」（ドコモ意見書 3 頁）について

ドコモは、「本裁定案は、秒単位課金や毎年度の料金算定、更には実績の当年度に遡った精算が必要とするものであるが、これは既存の当社システムでは以下のとおり対応できない内容である。」（ドコモ意見書 3 頁（1）第 1 段落）としているが、令和 2 年 2 月 28 日付当社意見書 1 頁乃至 3 頁に記載したとおり、ドコモの主張は全面的に誤っている。以下にそれを補足する。

ドコモは、ドコモ意見書 4 頁の②において、「音声相互接続の精算」に用いられるシステムを、MVNO への料金請求に利用することはできない」としているが、当該システムが提供している機能は、総通話時間の積算と簡単な差額計算だけである。即ち、ドコモの利用者がある接続事業者（例えばソフトバンク）の利用者に電話を掛ける場合を例にとると、まず、一定期間（例えば 1 年間）におけるドコモ側発信ソフトバンク側着信のすべての通話について、その総通話秒数を積算する（その値を A とする）。

次に、以下の差額計算を行うことにより、前の年度に遡った精算が可能になる。

$$\text{精算額} = A \times (B - C) \quad \dots (a)$$

B：暫定適用されているある年度（N-1 年度）の秒課金原価

C：翌年度（N 年度）の秒課金原価

当該システムの機能を使えば、当社との精算も簡単である。即ち、当社の利用者による総通話秒数を積算すること、及び N-1 年度及び N 年度の秒課金原価を記憶して、上記(a)式の計算を行えば良い。ここで、N-1 年度及び N 年度の秒課金原価とは、裁定案 1 頁「裁定が求められている事項1について」の課金方法の説明のうち、例えば、「通信経路に関係なく全ての呼について一律に課金する方式」により定まる平均的な秒課金単価である。

以上のとおり、料金精算における計算手順は極めて簡単であり、「音声相互接続の精算」に用いられるシステム」を活用することにより、当社との料金精算を容易に行える。ドコモは、当該システムは、「他事業者のネットワークを利用しない音声通話（例えば、ドコモユーザがドコモユーザ宛てに電話をかけた場合、ドコモのネットワークのみを利用することとなる）について一切把握していないこと」から、料金精算を行うためには全く新しいシステムを構築する必要がある旨の主張をしているが、前述のとおり、これは誤りである。

ドコモは、この②の料金精算に加えて、③において、当社の個々の利用者への課金と料金請求は、「自社ユーザや卸契約者への料金請求」に用いられるシステム」が行っていると説明している。その使用条件は、「30秒単位課金」かつ「明細データについては6か月間保持」であるとしているが、令和2年2月28日付当社意見書1頁から3頁前半で述べたとおり、当該システムを「秒課金」かつ「2年間のデータ保存」に拡張することは極めて容易であるから、ドコモがシステム開発を理由に裁定案の履行を困難であるとする根拠にはならない。

以上のとおり、「秒課金」や「2年間のデータ保存」は現在のドコモの課金請求システムでも簡単に実現できる。然るにドコモは、ドコモ意見書4頁④及び令和2年2月18日付ドコモ意見書5頁の第1段落において、システム改修は困難であると主張している。

この点、ドコモ意見書4頁④のドコモの主張を紐解けば、以下のようにドコモの主張が誤っていることがわかる。

1) 「膨大な明細データの中から日本通信ユーザに係る明細のみを抽出し」の部分：

令和2年2月28日付当社意見書1頁に示したとおり、ドコモは、現在の卸音声通話サービスにおいても、既に「膨大な明細データの中から日本通信ユーザに係る明細のみを抽出」して当社に提供している。従って、新たな機能開発は不要である。

2) 「長期間（当年度に遡り精算を行う場合、約2年間と想定）保持し精算するための専用システムを新たに開発・構築すること」の部分：

同じく令和2年2月28日付当社意見書2頁最終段落及び3頁第1段落で述べたとおり、明細データを2年間保存することに実務上何の問題も生じない。また、前述のとおり、当社との精算はドコモの現行システムを利用して前述の(a)式の計算を行うだけであるから、システムの軽微な修正のみで実現できる。このように、専用システムを新たに開発・構築する必要性は全くない。

3) 「秒課金に対応した新たな料金プログラムの開発を行うこと」の部分：

上記及び令和2年2月28日付当社意見書1頁から2頁前半で述べたとおり、当該システムを「秒課金」に変更することは、単位課金数値の修正とプログラムの簡易な変更により実現できるので、全く問題にならない。

4) 「このような対応を行うためには、相応の開発期間が必要となるため、「裁定を行った日から起算して6か月を超えない期間内に当該料金を設定」することや、「裁定を行った日まで遡及して精算」に対応することはできない」の部分：

以上の1) から3)、及び、令和2年2月28日付当社意見書1頁乃至3頁に記載したとおり、秒課金等に対応するための修正は軽微であるから、「裁定を行った日から起算して6か月を超えない期間内に当該料金を設定」することや「裁定を行った日まで遡及して精算」することは十分可能である。

5) 「開発に係る費用や毎年度の料金算定・精算を行う人員の稼働が必要」の部分：

以上の1) から4)、及び、令和2年2月28日付当社意見書1頁乃至3頁に記載したとおり、システム修正やデータ設定に係る稼働は僅少であり、また、計算の大半はシステムによって実行されるため、人的稼働はほとんど増加しない。

以上述べたとおり、ドコモ意見書には多くの誤りが含まれており、秒課金や遡及精算を実現するに際しての技術的困難性は全く存在せず、システム修正及び運用上の負荷は軽微である。令和2年2月28日付当社意見書3頁でも述べたが、開発規模が大きく、裁定から6か月以内に開発を完了するのは無理であるなどとドコモが継続して主張するのであれば、ドコモからの十分な情報開示の下、当社若しくは当社の委託会社が開発を行う方が現実的である。また、ドコモが開発を完了するまでの期間、当社が開発した課金請求システムを利用し、その内容をドコモが検証しながら課金・請求を行う方法もある。当社は、音声通話サービス及びデータ通信サービスに係る課金・請求システムを自ら開発、構築し、運用に供している実績を有している。

(2) 「(2) 当事者間で具体的協議を行わずに裁定申請を行ったことは、裁定制度を濫用している」(ドコモ意見書4頁)について

ドコモは、ドコモ意見書4頁において、「当社と日本通信の間では、裁定事項1に係る具体的な協議は行われておらず、具体的な条件について当社に要望し検討を行った事実はない」としているが、これは誤りである。令和2年2月28日付当社意見書3頁乃至4頁及び令和元年11月15日付裁定申請書2頁乃至6頁、さらに、令和元年12月13

日付総務大臣宛意見書5頁乃至6頁に記載したとおり、ドコモの主張は事実誤認である。「協議は行われたが、最終的にドコモは当社要望を拒絶し、協議が不調に終わった」のが事実である。

ドコモは、ドコモ意見書4頁最終段落において、令和2年2月18日付ドコモ意見書6頁の試算例を引用して、「当社の「カケホーダイ」「カケホーダイライト」と競争可能かつ日本通信が利益を得ることができる卸料金水準について具体的に検討を行うこと」の重要性を強調しているが、令和2年2月28日付当社意見書5頁乃至7頁で述べたとおり、この試算例を含めた令和2年2月18日付ドコモ意見書5頁乃至8頁の記載には、ドコモによる優越的地位の濫用、裁定制度への誤解、公正競争を鑑みない対応などに代表される根本的な過ちが多く含まれている。

また、ドコモ意見書5頁第2段落において、ドコモは「日本通信は、意見書において、具体的な協議も一切行っていないばかりか、自らが裁定申請もしていなかった内容について、裁定内容に具体的記載を行うように求めているが、これは、事業者間協議による合意を形成しないで済むよう、裁定制度を濫用していると言わざるを得ない」と当社を非難している。繰り返しになるが、令和2年2月28日付当社意見書3頁（問2のご回答(1)）及び4頁（同(2)）で述べたとおり、これらのドコモの見解は事実の誤解若しくは曲解に基づくものであり、協議が不調に終わり、その結果として当社は裁定を申請せざるを得なかったこと、また、裁定結果を迅速かつ確実に履行するために、裁定案に具体的条件を記載する必要があることをドコモは理解していない。

この点に関連して、裁定案に記載されている秒課金について以下のとおり付言する。秒課金は、ドコモをはじめとする電気通信事業者が音声通話接続料の課金単位として採用している方式であり、技術面、制度面、運用面の全ての側面において、標準的な方式である。秒課金以外の単位として我が国で採用されている課金単位としては帯域幅課金（時間ではなく Mbps のような通信速度で定義される）のような課金方式があるが、帯域幅課金を音声通話サービスに適用にするためには技術面などの基本的な検討が必要であることから、実質的に秒課金は唯一の選択肢となる（秒課金の応用として、30秒課金のような複数秒を単位とする課金方式も考えられるとの主張もあるかもしれないが、このような課金方式では、30秒に満たない場合や30秒を超過している場合の扱いが問題となる。裁定案における「裁定が求められている事項2」において当社申請が適切ではないと判断された根拠である原価割れリスク（裁定案23頁）や30秒に切り上げることによるドコモの「取り過ぎ」が発生することから、このような方式は適切でない）。

また、公正競争の確保・促進の観点から、競争条件のイコールフットイングが求められているところ、音声通話接続を行っている事業者が標準的に採用している秒課金制度を MVNO への卸音声通話サービスにも適用することは、正に MNO と MVNO の公正競争を促進する基盤になる。

なお、ドコモはドコモ意見書 5 頁最終段落において、平成 19 年総務大臣裁定に係る令和 2 年 2 月 28 日付当社意見書の記載は事実と反しているが、当該記載は公知の事実や当社とドコモ間での協議文書等に基づく記載であり、すべて事実と即していることを付言する。

2. 「2. 「裁定が求められている事項 1（音声サービスにかかる接続）」（日本通信意見書 P. 3）についての当社意見」（ドコモ意見書 6 頁）についての当社意見

接続による音声サービスに対する考え方及びドコモとの協議の経緯について、以下に当社の意見を少し詳しく述べる。

（1）接続による音声サービスの事業モデル

裁定案の理由 第 4 1 「裁定事項 1 について」（4）①「公正競争の促進の観点」（15 頁乃至 18 頁）に記載されているとおり、音声通話サービスにおける課題の一つは、「MNO と MVNO の公正競争」である。この課題を MNO における音声通話サービスの事業モデルの面から捉えると、以下の 2 つの要件を満たしていることが求められる（図 1 を参照されたい）。

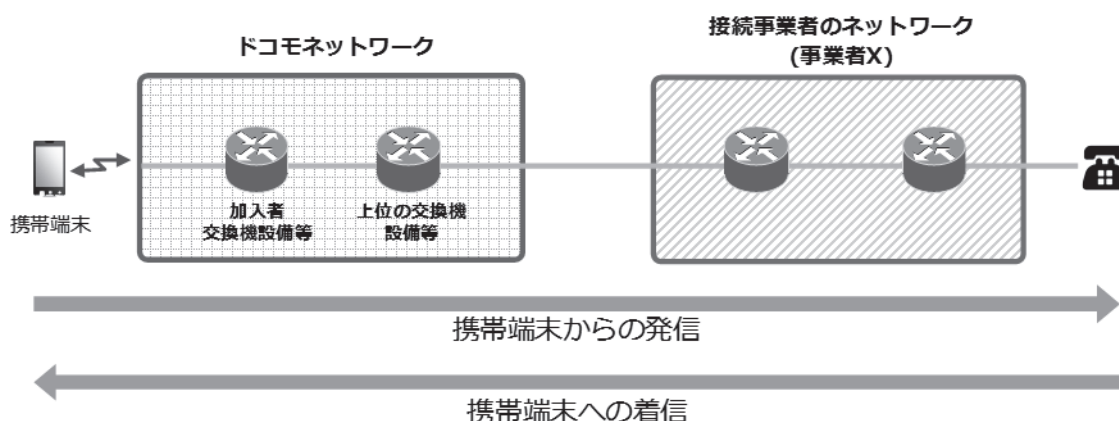


図 1 接続による音声通話サービスの事業モデル

- 1) MNO と MVNO 間で発信呼の扱いが公正であること（課金方式、料金設定権有無、接続料の扱い、通話品質やサービス品目など）
- 2) MNO と MVNO 間で着信呼の扱いが公正であること（同上）

MNO と MVNO 間での公正競争の確保・促進を考えると、卸音声通話サービスにおいても、上記の1)と2)の両方において、合理的な範囲で競争条件が同一になっていること（イコールフットィング）が重要になる。

（2）中継事業者方式による音声サービス

中継事業者方式は、裁定案において「音声通話サービスに係る卸電気通信役務の代替手段」として念頭に置かれている「接続による音声通話サービス」の一形態であり、ドコモも令和元年12月6日付答弁書6頁や令和元年12月20日付意見書3頁において取り上げている接続形態である。その構成は、図2に示されるとおりである。

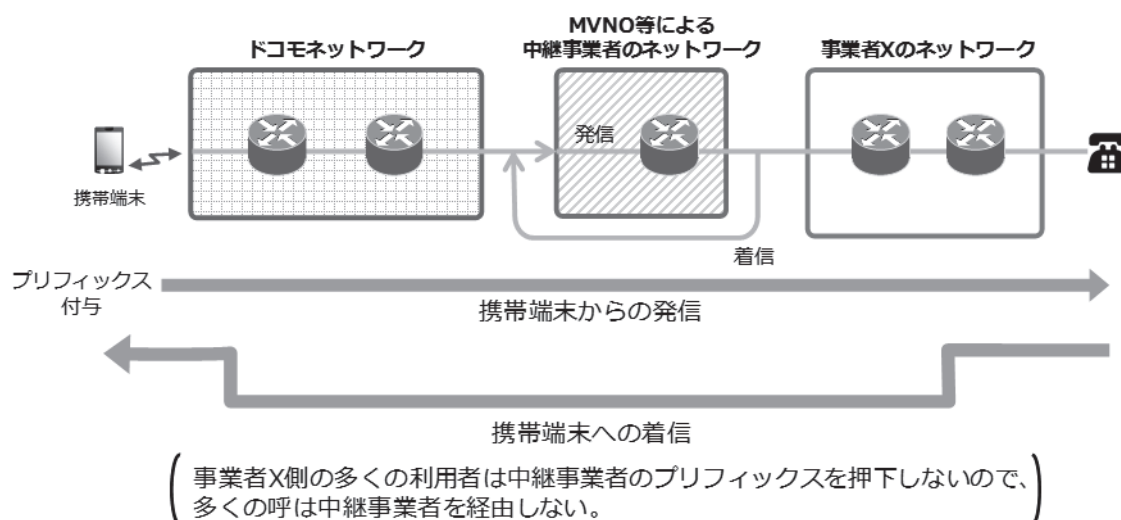


図2 中継事業者方式

MVNO 自身または MVNO が委託する事業者が中継事業者としてドコモ音声通話ネットワークとの接続を行って音声サービスを提供する場合、発信呼に対しては、「適正な原価に適正な利潤を加えた金額を超えない額」により秒課金での接続提供を受けることが可能になるので、基本的には裁定案に示された卸音声通話サービスの提供条件と同等の条件でのサービス提供が可能になる。

この意味において、発信呼については、確かに中継事業者方式は、「公正競争の確保・促進」を可能とする代替案であり、当該方式の導入によって、公正競争が促進され、料

金低廉化の効果が期待できる。一方で、図1と図2を比較すると、中継事業者が存在する図2の方式においては、中継事業者が存在する分だけ通話を成立させるためのトータルコストが増加するため、中継事業者方式は、「余分なコストをかけて公正競争を促進する方式」と言える。

一方で、図2に示したとおり、携帯端末への着信呼については、利用者の習慣として中継事業者番号（プリフィックス）を押下せずに発信する（事業者X側の）利用者が多数存在すると考えられるため、着信呼の多くは中継事業者ネットワークを通過しない。即ち、中継事業者方式では中継事業者が着信呼に関与できない場合が多く、上記（1）の2）の要件が満たされない。従って、MVNOが中継事業を行ったとしても、着信においてはMNOとの関係はイコールフットィングにはならず、公正競争の前提が崩れる。

（3）新たな接続形態による音声サービスの事業モデル

上述の中継事業者方式の欠点を取り除く方式として、令和元年12月13日付当社意見書8頁に記載したとおり、当社はドコモに対し、中継事業者方式とは異なる「当社が携帯電話ネットワークの上位の交換機設備等を設置し、これをドコモの音声ネットワークの加入者系設備等と接続する方式」を提案している。この方式の概要を図3に示す。

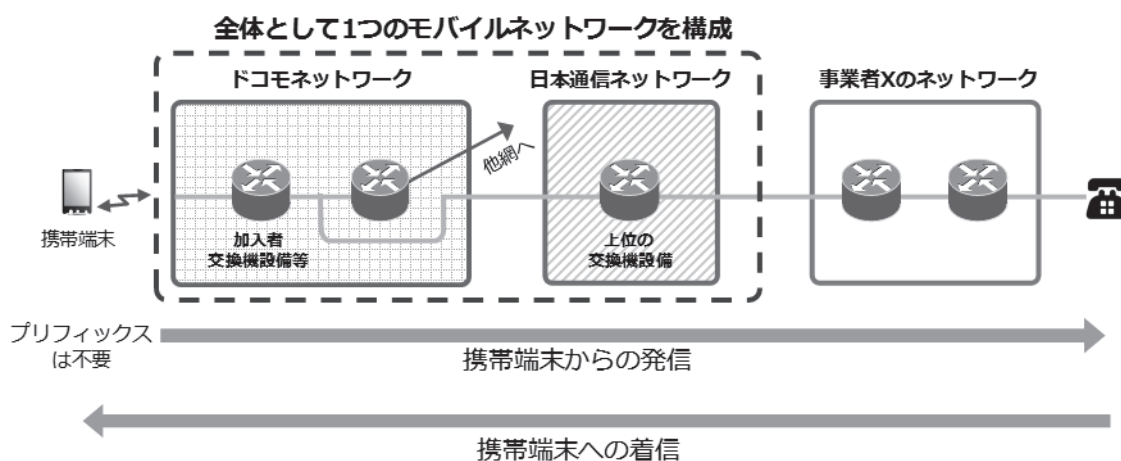


図3 当社がドコモに提案した音声通話接続形態

この図に示すとおり、当社の提案は、もともとドコモネットワーク内に設置されていた上位の交換機設備等を当社が独自に設置して運用し、ドコモネットワーク内で運用に供されている加入者系交換機設備等と接続する方式である。この方式の特徴は、以下のとおりである。

- 1) 図1におけるドコモネットワークの役割は、図3のドコモネットワークと当社のネットワークの両方により実現される。
- 2) ドコモと当社の間は、「接続制度」に基づき接続される。従って、当社は中継事業者としての性格を有する。
- 3) 接続事業者(図3の事業者X)から見ると、当社ネットワークとドコモネットワーク全体が一つのネットワークに見える。
- 4) 上記2)のとおり、この方式における当社ネットワークは中継事業者として性格を有するから、図3の方式により、裁定案に記載された発信呼に対する卸電気通信役務の条件(秒課金等)と同等の条件を実現することができる。この場合、ドコモネットワークと合わせて一つのネットワークを形成することから、中継事業者を選択するための番号(プリフィックス)は必要ない(着信側の加入者電話番号を押下するのみで十分である)。
- 5) 全ての着信呼(事業者Xの利用者からの発信呼)は当社ネットワークを経由する。従って、中継事業者方式での「着信呼が通過しない問題」は発生しない。即ち、着信呼に対しても、MNOとMVNOの「公正な競争」を実現できる。
- 6) 図1と図3の比較から明らかなおとおり、音声通話サービスを提供するために要するトータルコストは増加しない。この点においても、図3の方式は図2の中継事業者方式より優れている。
- 7) 当社が上位の交換機設備等を保有することにより、新たな音声サービスの提供が可能になる。その新規性は、リアルタイムの多言語翻訳サービスや総務省が検討している電話リレーサービスの高度化等に留まらない。

以上述べたとおり、図3の方式によれば、図2の中継事業者方式においても実現しなかった発信と着信の両方において、トータルコストを増加させることなくMNOとMVNOの公正な競争環境を実現できる。

当社が「中継事業者としての接続は、中継事業者接続がなされることによるend-to-endのコスト増加を招くだけである可能性が高く、サービス全体に対するコストの観点からは本裁定案による卸音声通話役務提供に劣後するサービス形態」(令和2年2月18日付当社意見書3頁)であるとするのは、このようなトータルコストの増加を必要とする中継事業者方式よりも優れた方式が存在するにもかかわらず、中継事業者方式が接続における代替案としての主たる方式として認識されているからである。

なお、当社は、平成27年にこの方式についてドコモと複数回協議を行ったが、協議だけでも最低数年間にわたる期間を要し、さらに開発期間を考慮すると、実現時期を全く見通せないと判断し、当社から協議を打ち切った。今般の「適正な原価に適正な利潤

を加えた金額を基本とする料金」による卸音声通話役務の提供は、このような経緯も踏まえてドコモに要望したものである。

(4) ドコモ意見書に対する当社意見

ドコモはドコモ意見書 6 頁において、「現に存在している中継事業者が自ら音声交換機を保持し、創意工夫をしている事実を、無視するものである」、「日本通信は、接続事業者に求められるイノベーションを放棄し」などと当社を非難するが、上述のとおり、当社はサービスの拡張性に優れ、より迅速にイノベーションを図れる接続方式をドコモに提案してきたのであって、ドコモの主張は当たらない。

なお、ドコモは、ドコモ意見書 6 頁の下から 2 番目の段落において、「音声卸役務の料金を接続料金と同様の考えによるとした場合、MVNO 側で用意する必要がある設備費用の負担を MVNO が免れる結果となる」としているが、これは誤りである。裁定案に従って当社が支払う卸料金は「適正な原価に適正な利潤を加えた金額を越えない額」であるから、当該卸料金には、当然ながらドコモネットワークを使用するための「適正な原価」が含まれている。当社は、決して、設備費用の負担を免れることにはならない。

さらにドコモは、「法律上の根拠に基づいて料金水準が強制される相互接続よりも、本来は自由に設定できるはずの卸料金が低廉になるという逆転現象が生じることとなり」としているが、裁定案が求めている卸料金額は第二種電気通信設備を設置する事業者が接続に際して求められている接続料水準を下回る額ではないことから、逆転現象は発生しない。

以上